

平成26年9月18日

各位

破産者 株式会社クラヴィス  
破産管財人 弁護士 小松陽一郎

### 債権譲渡に関するお知らせ

平素は破産者株式会社クラヴィスの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、破産管財人は大阪地方裁判所のご許可を得まして、破産者株式会社クラヴィスが有する債権を債権譲渡することといたしましたので、お知らせいたします。つきましては、該当する顧客の皆様へは、順次、個別にご案内をお送りさせていただきます。なお、今後のお支払い<sup>\*1\*2</sup>については、下記窓口へお問い合わせください。

#### 記

[本件に関するお問い合わせ]

有限会社エフエムシー（債権譲受人）

電話番号：03-5544-8628

受付時間10時～17時（土日祝日を除く）

[管理回収業務委託先]<sup>\*3</sup>

1. エイチ・エス債権回収株式会社  
電話番号：03-5402-4322
2. 弁護士法人駿河台法律事務所  
電話番号：03-5217-0070
3. 弁護士法人高橋裕次郎法律事務所  
電話番号：03-6862-5103

\*1 債権譲渡後に破産管財人返済金受入口へご返済された方については、破産管財人が責任をもって譲渡先に対し返済金の引渡しを致します。破産管財人返済金受入口へお振込みされた旨を、お問い合わせ窓口へお申し出ください。

\*2 破産者株式会社クラヴィスの破産手続開始決定日（平成24年7月5日）から個別のご案内到着後1か月経過までの間は、利息・遅延損害金等は付されません。

\*3 ご契約内容により、お問い合わせ窓口が異なります。お手元に到着した通知書記載の窓口にお問い合わせください。ご不明の場合は、有限会社エフエムシーへお問い合わせください。お問い合わせ窓口をご案内いたします。

以上